

第 50 回淀川区民まつり事業委託にかかる公募型プロポーザル募集要項

1 事業の目的

多くの区民が集い交流することで、地域コミュニティの育成を図ることを目的に、例年「淀川区民まつり」を実施している。

地域活動団体、NPO等をはじめとした様々な活動主体等と企画段階から協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざすとともに、来場者が地域住民同士のつながりの大切さや地域活動のようすを知る機会づくり、区民主体のコミュニティ活性化、区におけるコミュニティづくり推進のため、また、緊急時を想定し安全運営の確保を大前提として、全区民を対象として本事業を実施するものである。

2 業務内容に関する事項

(1) 委託業務名称：第 50 回淀川区民まつり

(2) 委託期間：契約締結日～令和 7 年 11 月 30 日

(3) 委託内容（各項目の詳細については業務委託基本仕様書を参照のこと）

第 50 回淀川区民まつり開催にかかる企画運営、広報、実行委員会事務局、設営・撤収、行事進行、会場警備、清掃等

(4) 契約上限額：8, 300, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

①受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

②対象経費は、本事業に係る人件費、謝礼、交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、広報費、会場費、警備費、光熱水費、事務経費等

3 注意事項

(1) 再委託について

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1, 000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(2) その他

原則として提案された事業内容とするが、本市との協議により修正する場合がある。

4 応募資格

次の基準をすべて満たす団体とする。

(1) 令和4・5・6年大阪市入札参加有資格者名簿において「04 映画等製作・広告・催事、印刷-03 催事-01 総合イベント」に登録されている、または、NPO法人であること。

なお、NPO法人の場合は次の①～③の基準をすべて満たす団体とする。

①コミュニティづくりの推進を図る活動を実施している団体であること。

②団体の活動歴が設立から5年以上であること。

③事業の記録と成果報告ができること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(4) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(5) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(7) 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年2月28日）の類似業務受託実績（1日あたりの参加者数3千人以上のイベント開催1回以上）があること。

(8) 「公募型プロポーザル実施説明会」に出席すること。

(9) 上記（1）～（8）の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とするが、以下の要件についても満たさなければならない。

ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書

には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

- エ 単独で応募した事業者は、本案件において共同体の構成員となることができない。また、ある共同体の構成員となったものが他の共同体の構成員となること ができない。

5 公募型プロポーザル実施説明会について

- (1) 開催日時：令和7年2月5日（水）10時から
- (2) 開催場所：淀川区役所5階502会議室
- (3) 参加申込：説明会に参加を希望する法人その他の団体等（以下「法人等」という。）は、別紙「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」にて法人等名称、参加者氏名（各法人等2名まで）、担当者連絡先等を明記の上、令和7年1月29日（水）17時までに持参又はメール（送信先：t10002@city.osaka.lg.jp）で、淀川区役所市民協働課あて申し込むこと。郵送、FAXによる受付は行わない。

6 質問事項について

(1) 受 付

本事業委託に関する想定質問及び回答を確認のうえ、なお質問がある場合は、別紙「質問票」によりメールにて送信すること。

（送信先）メール：t10002@city.osaka.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年1月15日（水）の公募型プロポーザル募集と同時に受付を開始し、令和7年1月29日（水）17時までとする。締切以降の質問は受け付けない。

(3) 回 答

受付けた質問の回答については令和7年2月5日（水）に開催する説明会にて提示するほか、ホームページにて公表する。

7 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

公募型プロポーザル参加を希望する者は、令和7年2月5日（水）の説明会参加後から令和7年2月12日（水）までに次の書類を淀川区役所市民協働課に持参（郵送不可）すること。（ただし、本市の休日を除く毎日、9時から17時30分（12時15分から13時までを除く）まで）

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（様式1）
- ② 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿（写し可）
- ③ 法人の場合は貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、個人事業者の場合は市町村発行の所得証明書
- ④ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行：写し不可）
- ⑤ 使用印鑑届（様式2）
- ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
（税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕）
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ⑦ 市町村民税並びに固定資産を保有する場合は固定資産税の納税証明書（提出日前3か月

以内に発行：写し可)非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。

⑧ 申出内容誓約書 (様式3)

※令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑦を省略することができるものとする。なお、それ以外の者であっても、申請日から前3カ月以内に淀川区役所において、他のコンペ、若しくは公募型プロポーザルに参加申請を行い、かつ⑥及び⑦を提出済みの者は、その旨を①公募型企画プロポーザル参加申出書に記載することによって省略できるものとする。

※ 公募型企画プロポーザル参加指名通知書は、令和7年2月14日(金)付けで応募資格を有する申出者にものみ交付する。指名されなかった申出者についても、その旨を付した通知書を送付する。

※ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 企画提案書類

次の書類を淀川区役所市民協働課に持参(郵送不可)すること。

① 企画提案書 (様式ア)

② 事業趣旨の理解及び目標設定、企画運営、事業効果 (様式イ)

③ 誰もが来場しやすい会場並びに安全対策 (様式ウ)

④ 提案のセールスポイント (様式エ)

⑤ 過去5年間の類似業務受託実績と実施体制 (様式オ)

⑥ 経費内訳書 (様式カ)

提出部数：紙媒体8部(正1部、副7部 ※副は複写可)、副本電子媒体1部

※なお、副本については、事業者名や事業者が特定される表現の記載はしないこと。

※紙媒体は、①企画提案書(様式ア)から⑥経費内訳書(様式カ)の順にファイル等に綴じ、様式ごとにインデックスを添付し、提出してください。

※副本電子媒体は、(様式イ)から(様式カ)までを1つのPDFファイルにまとめ、CD-Rにて提出してください。

提出期限：令和7年2月26日(水)15時まで

(本市の休日を除く毎日、9時～17時30分)

※提出できる案は、1案のみとする。

8 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 要 ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号、又は第3号に該当するときは免除する。

保証人 否

9 審査、選定について

(1) 選定基準

審査は、以下の項目を重視します。配点は各項目について1点ごとの10段階評価とし、一部の項目についてはその評価を2倍もしくは3倍して評価点とする(合計100点)。

①企画力：事業目的及び趣旨を理解した企画である。(10点×2)

②効果性：事業の目的に見合う効果や達成目標が明確である。(10点×2)

③安全性：イベントにおける事故防止・事故対応等が明確である。(10点×3)

④専門性：事業者独自の強みや専門性がある。(10点×2)

⑤実現性：提案内容を確実に遂行できる実績と運営基盤がある。(10点)

(2) 審査・選定方法

受託候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、有識者をはじめとする3名の委員によって構成された選定会議を開催し、企画提案の選定を行う。

審査・選定は、書類審査とプレゼンテーションにて行い、プレゼンテーションは、出した企画提案書を基にして20分以内で行うこととする。

選定会議開催日時：令和7年3月21日(金)(時間は別途お知らせ)

なお、プレゼンテーション開始の時間帯については、公募型プロポーザル参加指名通知書をもって各提案事業者に通知いたします。

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより評価を行い、受託事業者を決定する。評価点が最も高い提案者が複数ある場合には、その提案者の中で「安全性」及び「企画力」の評価点の合計が最も高い提案者を受託事業者とする。この項目も同点である場合には、くじ引きにより受託事業者を決定する。

ただし、全ての企画提案について、各選定委員による評価点の合計評価平均点が60点未満であった場合、受託事業者はなしとする。

審査結果については、書面により選定会議参加提案者に通知するとともに淀川区役所ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

10 契約の締結

選定会議において決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結する。契約に関する主な注意事項は次のとおり。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、申出書類等の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、契約の締結は、令和7年度予算の成立を条件とする。

(2) 事業の実施

別紙仕様書に基づき実施すること。

11 その他

①申出書類及び企画提案書類等の作成や提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

②提出期限後の提出や差し替えは認めない。

③提出されたすべての書類は返却しない。また、審査・委託先選定用以外に無断で使用しない。

④提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

- ⑤提出された書類に虚偽の申請があった場合には、当該企画提案書を無効とします。
- ⑥提出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については、当該企画提案書を無効とする。
- ⑦自然災害の発生及び感染症拡大の状況並びに本市方針等、やむを得ない事情により、本プロポーザルの中止及び委託予定事業者選定後において契約を締結しない場合がある。

1 2 担当（提出、問い合わせ先）

大阪市淀川区役所 市民協働課（4階 41 番窓口） 担当：山崎・濱脇
〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号 TEL 06-6308-9734
メール t10002@city.osaka.lg.jp
ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/>